

徳島県告示第六百七号

徳島県豊かな森林を守る条例（平成二十五年徳島県条例第六十七号）第十四条第一項の規定に基づき森林管理重点地域の指定をしたいので、同条第三項の規定により次のとおり告示し、令和三年九月十七日から同年十月十七日までの間、指定案を公衆の縦覧に供する。

なお、指定をしようとする区域の森林所有者等その他の利害関係人は、縦覧の期間の満了の日までに、知事に指定案についての意見書を提出することができる。

令和三年九月十七日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 指定の種別

第一種森林管理重点地域

二 指定をしようとする区域

三好市山城町粟山字どぶの元三九六の一、三九七の一、三九七の二、三九八及び三九九の一から三九九の三まで、字岡田四〇〇の一及び四〇二並びに字のふの系三九一の一及び三九二並びに仏子字フナ木八〇二及び八〇三の二並びに字榎ノ本九七四、九七五、九八三及び九九四

三 縦覧場所及び意見書の提出先

郵便番号 七七・八五七

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県農林水産部農林水産基盤整備局森林整備課林地保全担当

電話番号 八八・六二一・二四五〇